

○高知市教育研究所条例施行規則

(昭和51年4月1日教育委員会規則第4号)

改正	昭和51年6月15日教育委員会規則第13号	昭和60年4月1日教育委員会規則第5号
	昭和62年4月1日教育委員会規則第2号	昭和63年4月1日教育委員会規則第3号
	平成5年4月1日教育委員会規則第9号	平成7年4月1日教育委員会規則第7号
	平成10年4月1日教育委員会規則第4号	平成14年4月1日教育委員会規則第6号
	平成19年4月1日教育委員会規則第6号	平成21年4月1日教育委員会規則第14号
	平成27年4月1日教育委員会規則第15号	

高知市教育研究所条例施行規則(昭和31年教育委員会規則第12号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、高知市教育研究所条例(昭和51年条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(内部組織)

第2条 高知市教育研究所(以下「研究所」という。)の内部組織として、教育相談班、特別支援教育班及び教職員研修班を置く。

(分掌事務)

第3条 研究所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 研究員に関すること。
- (2) 教育の原理、思潮及び制度の研究に関すること。
- (3) 教育計画の調査研究に関すること。
- (4) 教育内容及び方法の研究に関すること。
- (5) 教職員の研修及びその助成に関すること。
- (6) 教育測定及び教育評価等の調査研究に関すること。
- (7) 研究会、講演会等の開催に関すること。
- (8) 研究所報及びその他の印刷物の編集及び発行に関すること。
- (9) 教育相談に関すること。
- (10) 障害児等の就学指導に関すること。
- (11) 特別支援教育の調査研究及び指導に関すること。
- (12) その他教育研究に関すること。

(研究員)

第4条 研究所に、高知市共通の教育実践上の諸問題に関する調査研究を行うため、研究員若干名を置く。

(研究員の委嘱)

第5条 研究員は、高知市立学校に在職する教職員及び高知市に在職する職員の中から、教育長が選考の上、高知市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- 2 研究員を委嘱する期間は、委嘱した日から当該年度の末日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、1年に限ってその期間を延長することができる。

(研究員の選考)

第6条 研究員を志望する者は、所長が定める手続きに従い、当該年度の研究員願書を、所属長及び所長を経由して、教育長に提出しなければならない。

- 2 高知市内の教育団体は、当該団体が研究員に推薦する者を、所長の定める手続きに従い、教育長に申し出ることができる。
- 3 前2項の規定による志望者及び推薦者を対象として、所長の推薦により教育長が選考する。

(研究員の任務)

第7条 研究員は、所長の指示に従い、第4条に規定する調査研究を行うほか、次の各号に掲げる事項を、その任務とする。

- (1) 研究の経過を当該年度の中間に報告し、その成果を年度末に文書によつて発表すること。
- (2) 所長が毎月1回招集する研究員の定例会及び所長が必要と認めて招集する臨時会に出席して、研究討議を行うこと。

(研修主事)

第7条の2 研究所に、教育実践上の諸問題に関する特命事項について調査研究及び指導を行うため、研修主事を置くことができる。

(運営委員会)

第8条 条例第5条第1項に規定する高知市教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。
- 3 運営委員会の庶務は、研究所において処理する。

(処務)

第9条 この規則に定めのあるもののほか、研究所における事務の処理、文書の取扱い及び職員の服務等については、別に定める。

(委任)

第10条 別に定めのあるもののほか、この規則の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年6月15日教育委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年4月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年4月1日教育委員会規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日教育委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年4月1日教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年4月1日教育委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年4月1日教育委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する

附 則(平成14年4月1日教育委員会規則第6号)抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年4月1日教育委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日教育委員会規則第14号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の高知市教育研究所条例施行規則第8条第2項の規定により委嘱された高知市教育研究所運営委員会の委員(以下「委員」という。)である者は、この規則の施行の日に改正後の高知市教育研究所条例施行規則第8条第2項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、この規則の施行の際における委員としての残任期間に相当する期間とする。

附 則(平成27年4月1日教育委員会規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。